

事業番号	04 09 02	事業改善シート（26年度実施事業分）		<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	障がい者虐待防止対策支援事業			担当課	部局	健康福祉部	
総合5か年計画	プロジェクト			課・室	障がい者支援課		
	施策の総合的展開	6-2	いきいきと安心して暮らせる社会づくり	E-mail	shogai-shien@pref.nagano.lg.jp		
		2	障がい者支援の充実		実施期間	H24.10 ~	

### 1 事業の概要

目指す姿	障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行い、障がい者の権利利益の擁護に資する。				
現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本各地はもとより、県内においても、障がい者虐待が発生している。（平成24年度（H24.10～H25.3）23件）</li> <li>・障害者虐待防止法に基づく相談・通報・届出は、市町村及び県が受け付けることになっているが、市町村では障がい者福祉の知識や経験を持つ職員が不足していたり、障がい者虐待に対応するためのノウハウが蓄積されていない。</li> <li>・障害者総合支援法に基づく全てのサービス事業所及び児童福祉法に基づく一部のサービス事業所が法の対象となっているが、新規事業所が増加しているため、周知啓発が未だ充分ではない。</li> </ul>				
県が関与する理由	県でなければ実施不可（法令等義務）	【左記の説明、根拠法令等】 障害者虐待防止法第36条第1項（都道府県障害者権利擁護センター）、同第2項（都道府県障害者権利擁護センターの業務）			
成果目標・事業内容	① 成果目標（H26）				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉施設従事者等を対象に障がい者虐待に関する研修を実施し、参加者が障がい者の権利擁護に関する認識を強化し具体的な支援技術を習得することによって、法で定められた各機関の責務が果たせるよう支援する。</li> </ul>				
	② 事業内容 0 (単位:千円)				
		項目	実施方法	H26事業実績	
			H26		H27
			(当初)	(決算)	(当初)
	障害者権利擁護(虐待防止)センター運営	直営	障がい者虐待に関する相談対応や関係機関との連絡調整等の業務を行う行政嘱託員の配置		
			2,806	2,756	2,819
	障害者虐待防止・権利擁護研修	直営	研修会の講師養成及び出張研修会の実施(国補1/2)		
			698	693	675
			合計	3,504	3,449

事業コスト	区分(単位:千円)		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算額	前年度繰越				
		当初予算	4,927	4,927	3,504	3,494
		補正予算				
		合計(A)	4,927	4,927	3,504	3,494
	Aの財源	一般財源	3,928	3,928	3,145	3,147
		県債				
		国庫支出金	986	986	348	336
		その他	13	13	11	11
		決算額(B)	4,360	4,826	3,449	
概算人件費	職員数(人)	2.00	2.00	2.00	2.00	
	概算人件費(C)	16,516	16,516	16,516	16,516	
	概算事業費(B(A)+C)	20,876	21,342	19,965	20,010	

成果目標の達成状況					
項目	H25末(実績)	H26			H27目標
		目標	成果	達成状況	

目標に対する成果の状況	障がい者支援課に障がい者虐待防止推進員(1名)を配置し、障がい者虐待及び障がい者の権利擁護に関する相談に迅速に対応した。市町村の業務担当者会議及び事業所職員向け研修会を実施し、虐待防止に関する理解促進・専門性向上を図った。
-------------	---

### 2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施
	<p>障害者権利擁護センターの相談体制を継続し、障がい者虐待及び障がい者の権利擁護に関する相談に迅速に対応する。また、障がい者及び養護者支援に携わる市町村等関係機関への情報提供、助言、連絡調整等の機能をさらに強化していく。</p> <p>虐待防止・権利擁護研修を、より多くの障がい福祉施設従事者に対し実施し、施設内における障がい者虐待の未然防止、早期発見のチェック体制強化をはじめとする権利擁護の意識向上を図り、障がい者虐待のない社会を目指す。</p>